

土地売却公告

島根県では、鹿足郡津和野町にある島根県の土地を、一般競争入札により売却することとしました。購入を希望される方は、下記事項を参考の上ご参加ください。

なお、入札に参加される方は、この公告及びこの公告に記載し所定の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書（告知書）及び入札参加案内（契約条項等を含む。）に記載する事項を承知及び承諾のうえ参加するものと見なしますので、ご留意ください。

令和8年5月28日

島根県知事 丸山 達也

記

1 売払物件の表示等

(1) 物件名 元津和野高等学校（桂川住宅）

【土地】

所在地	地目（公簿）	面積
鹿足郡津和野町中座イ 34 番 3、イ 34 番 6	宅地	956.54 m ² （公簿・実測）

【建物】

所在地	種類	構造	面積
鹿足郡津和野町中座イ 34 番地 3	居宅	木造瓦葺平家建	67.39 m ² （公簿）
	物置	軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	2.94 m ² （公簿）
	居宅	木造瓦葺平家建	67.39 m ² （公簿）
	物置	軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	2.94 m ² （公簿）
	居宅	コンクリートプレハブ造 スレート葺2階建	110.92 m ² （公簿）
	物置	軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	5.97 m ² （公簿）

(2) 物件の概要及び状況

下記11の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のとおり。

入札参加の検討にあたって、物件について調査を希望される方は、入札参加案内をご覧ください。

なお、落札者には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

2 予定価格（最低入札価格） 金 6,450,000 円

3 入札事前説明会

入札参加を希望される方はご参加ください。

物件について説明のうえ、物件概要及び物件状況確認書（告知書）により物件状況の告知を行います。

あわせて、入札及び契約に関する説明を行います。

(1) 日 時 令和8年6月16日（火）13時30分から

(2) 場 所 現地で説明した後、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所会議室（鹿足郡津和野町町田イ 244-2）へ移動します。

※入札事前説明会に参加される場合、令和8年6月5日（金）までに島根県総務部管財課財産活用推進室未利用財産活用スタッフ（TEL 0852-22-5048）まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで現地にて事前説明を実施します。

※入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

※開催当日の悪天候（大雨、大雪、台風接近等）及び感染症の感染拡大状況等により、説明会を延期することがあります。

4 入札参加申込

入札参加を希望される方は、必ず参加申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和8年7月2日（木）17時00分（必着）までに以下の書類を提出してください。

①入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書（以下、「参加申込書」という。）

②【個人】本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書

③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」（島根県外にお住まいの方も必要です。）

④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書（その3）」

⑤入札参加資格に関する誓約書

⑥参加申込書に記載した振込先口座の預金通帳のカナ名義が記載されたページの写し

※ 参加申込書の提出後、県から送付される納入通知書により入札保証金を納付する必要があります（納入通知書の送付には、参加申込締切後2週間程度要します。）。入札にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しの提出が必要です。

(2) 申 込 先 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ

5 入札及び開札

- (1) 日 時 令和8年7月23日(木)14時00分から
但し、入札保証金の領収証書及び領収証書の写しの提出及び確認がありますので、上記日時の15分前に会場へお越しください。
- (2) 場 所 島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所会議室(鹿足郡津和野町町田イ244-2)
- (3) 落札者の決定 入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。
- (4) 注意事項 郵便による入札はできません。
※開催当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)及び感染症の感染拡大状況等により、入札を延期することがあるので事前に担当課に連絡してください。

6 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

入札及び契約手続きには、日本語及び日本国通貨を使用します。

7 入札に参加できない者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められたときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 島根県税について未納の徴収金がある者
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体
- (8) 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しの提出がない者

8 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第63条の各号に該当する入札

9 入札保証金

- (1) 入札参加者は、参加申込書に記載した入札保証金(入札金額の100分の5以上の金額)を、入札の時までに納付しなければなりません。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、参加申込書の入札保証金還付請求書(領収証書の写しを添付)に基づいて、指定された銀行口座への振込により、後日還付します。なお、振込には入札終了後2週間程度要することがあります。
- (3) 入札保証金の納付後、入札をしない場合にも、入札保証金の還付時期は入札終了後となります。
- (4) 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しません。
- (5) 入札保証金には、その受入期間について利息を付けません。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の現金を契約前に納付してください。(契約保証金は売買代金の一部に充当します。)

11 その他入札及び契約等については、下記12の場所に備え付ける入札参加案内に記載のとおりとします。

12 物件概要及び物件状況確認書(告知書)及び入札参加案内(契約条項等を含む。)を備え付ける場所

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ(TEL 0852-22-5048)
益田市昭和町13番地1 島根県益田合同庁舎内 島根県西部県民センター益田事務所(TEL 0855-29-5505)

(なお、この公告に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。(島根県ホームページ>入札情報>管財課))

(以下余白)